

## 平成23年度第4回 福岡市立学校給食運営検討委員会 議事録

### 1 開催概況

- (1) 日 時：平成24年 2月27日（月） 10:00～12:00
- (2) 場 所：福岡市学校給食センター内 給食会館2階会議室
- (3) 出席委員：今井克己委員長，松田瑞恵副委員長  
 簗田輝委員，木下弘一委員，乙藤美那子委員  
 梅林秀巳委員，増川郁子委員，波多江修委員  
 桑野剛史委員，矢口幸枝委員，志田香緒里委員  
 曾根田秀明委員，池田一司委員(代理出席)  
 野忠雄委員，大塚浩喜委員（以上15名）
- (4) 事務局：8名

## 2 議事録（要旨）

### (1) 議 題 1：小学校給食における食べ残しのパンの持ち帰りについて

ア 配布資料に基づいて事務局から説明があった。

イ 事務局の説明に対し、以下のような質問や意見が表明された。

- ・平成22年2月の方針ではパンの持ち帰りについては一律禁止したのに、何故また持ち帰りを認めるのか。持ち帰り禁止が完食への取り組み強化につながったとも考えられる。持ち帰りが可能となれば、再び食べ残しが増える可能性があるのでは。
- ・パンの持ち帰りを禁止する際の事務局の説明では、給食に提供されているパンの消費期限については納入業者が契約上、喫食時間までしか安全性を担保出来ないとの理由でパンの持ち帰りを禁止するとの説明だったと思うが、その点はクリアしたのか。
- ・万が一、持ち帰ったパンが原因で事故が起きた際の対応についてはどのように考えているのか。
- ・パンを廃棄することに対する「もったいない」という声がある一方で、安易に持ち帰りを認めてしまうことにより完食を基本としたエネルギー摂取の達成が困難となってしまうため、栄養指導上の不安はある。
- ・保護者への周知はどのような方法で行うのか。また、教育委員会が行うのか。学校がそれぞれ行うのか。
- ・学校毎にやり方が異なるとなれば学校現場で混乱が生じる。教育委員会で定めたほうがいいのではないか。衛生面を含め、保護者への説明は教育委員会が行うべきと考える。試行の際はどうだったのか。
- ・一律の取り扱いが望ましいとは思わないが、個々の児童について持ち帰り希望の有無を担当が把握して対応するのは困難と思うが、試行の際には指導上のトラブル等が生じなかったのか。
- ・保護者が持ち帰りを希望しない場合には持ち帰らせないとあるが、保護者の意思表示の方法としては、同意書等の文書を徴収することを想定しているのか。また、その場合、様式を教育委員会で定めるのか。
- ・保護者の立場からすると、保護者同意のもと、保護者責任でパンを持ち帰らせることに特段異論はない。教育委員会からパンの持ち帰りについての通知がされるのであればそれだけで十分であり、保護者への希望調査の必要はないと思う。
- ・保護者としては、大部分の保護者は保護者責任のもと、パンを持ち帰らせることに対し、異論はないと思うので、教育委員会からの通知文書だけで十分である。

教育委員会より通知文書が来た時点で持ち帰りに異論がある保護者は意思表示を  
すると思うので、学校で個別に対応の方がよいと思う。持ち帰りについての希  
望調査を全保護者に行う等の一律した対応を取る方が学校現場としても事務処理  
が煩雑になり、対応が厳しくなるのではないか。

- ウ 以上の質問や意見を踏まえて、事務局等から次の通り回答や発言があった。
- 平成21年度より1学期の間だけパンのサイズを小麦粉量で10g小さくする  
パンの減量や、パンにあったおかずの提供など献立の工夫を行ってきたが、今  
回の試行で持ち帰りが安易な食べ残しにつながらなかったのは、学校現場によ  
る完食への取り組みの成果によるところが大きいと考えている。
  - 消費期限が喫食時間までということではなく、納入業者との契約上、納入業者  
が品質を保証する期間が喫食時間までということであり、喫食時間を過ぎたか  
らといって食べられないという意味ではない。また、喫食時間を過ぎていても、  
製造上の瑕疵については当然納入業者責任であると考えている。業者による品  
質管理の徹底の結果、パンへの異物混入についても従前と比較し、著しく減少  
しており、教育委員会としては保護者責任のもと、パンの持ち帰りを行うこと  
に対して問題はないと考えている。
  - 教育委員会としては、今後も給食時間内での完食を基本としたエネルギー摂取の  
達成を最優先に取り組むことが第一であり、持ち帰りを認めるのはやむを得な  
い理由で残す場合であると考えている。
  - 保護者への周知については教育委員会が教育長名で文書を作成し、学校を通じ  
保護者へ配付する予定である。
  - 試行の際は教育委員会で一律に基準を設けず、学校ごとの状況に応じた対応を  
お願いしていたが、特段トラブル等の報告は受けていない。児童一人ひとりで  
体格、アレルギー、好き嫌いは異なるし、同じ児童でも日によって体調は変化  
していくので、一律に基準を設けるよりは個別対応のひとつとして持ち帰り  
という選択をするものと考えている。
  - 教育委員会としては学校現場の負担を少なくしたいと考えており、持ち帰りを  
希望しない保護者については連絡帳への記入により意思表示をしてもらう方向  
で考えている。同意書を提出してもらうことは考えていない。
- エ 以上の議論を踏まえて、委員長から小学校給食における食べ残しのパンの持ち帰  
りについての本委員会の結論が以下の通り提示され、全会一致で承認された。  
「今後の食べ残しパンの取り扱いについては以下の事務局案を承認する。
- 引き続き給食時間内での完食を最優先に取り組む。
  - 持ち帰り後のパンの管理は保護者の責任で適切に行っていただくこととし、年  
度初めに保護者にプリントを配付するなどの方法により周知する。

- ・食べ残しパンの持ち帰りが安易な食べ残しにつながっていないか、定期的に検証を行う。

なお、保護者への希望調査については、実施前に再度検討する。」

(2) 議 題 2：学校給食費について

- ア 配布資料に基づいて事務局から説明があった。
- イ 事務局の説明に対し、特に意見等はなかった。

(3) 議 題 3：学校給食センター再整備事業について（報告）

- ア 配布資料に基づいて事務局から説明があった。
- イ 事務局の説明に対し、特に意見等はなかった。

(4) 議 題 4：（財）福岡市学校給食公社「中期経営計画」進捗状況について（報告）

- ア 配布資料に基づいて事務局から説明があった。
- イ 事務局の説明に対し、特に意見等はなかった。